

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

No. 71

法令名	食品の製造販売行商等衛生条例
根拠条項	第6条第2項
許認可等の種類	手数料の減免
法令の定め	<p>第6条 第4条第1項又は第5条第1項の登録又は許可を受けようとする者は、次の手数料を、申請の際、北海道収入証紙をもって納付しなければならない。</p> <p>(1) 行商登録手数料 1件につき 2,450円 (更新の場合にあつては、1,900円)</p> <p>(2) 販売業登録手数料 1件につき 5,800円 (更新の場合にあつては、4,950円)</p> <p>(3) 製造業許可手数料 1件につき 8,200円 (更新の場合にあつては、7,350円)</p> <p>2 前項の手数料は、知事が必要と認める場合は、減免することができる。</p> <p>施行規則 第7条 条例第6条第2項の規定による手数料の減免を受けようとする者は、当該登録又は許可の申請をする際、別記第6号様式による申請書を提出しなければならない。</p>
審査基準	個々の申請について個別に判断せざるを得ないため、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難である。
標準処理期間	総期間 日・月(注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月() 協議機関 日・月() 処分機関 日・月()
処分担当課	各総合振興局(振興局) 保健環境部保健行政室(地域保健室) 生活衛生課
申請先等	各総合振興局(振興局) 保健環境部保健行政室(地域保健室) 生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ (電話番号: 011-204-5261)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

法 令 名	食品衛生法
根 拠 条 項	食品の製造販売行商等衛生条例第 6 条第 2 項
許認可等の概要	手数料の減免
審査基準の設定 状況	<input type="checkbox"/> (1) 設 定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定 (未設定イ) <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定 (未設定ロ・ハ)
標準処理期間未 設定の理由	<p>個々の申請について個別に判断せざるを得ないため、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難である。</p> <p>【食品の製造販売行商等衛生条例】</p> <p>第 6 条 第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の登録又は許可を受けようとする者は、次の手数料を、申請の際、北海道収入証紙をもって納付しなければならない。</p> <p>(1) 行商登録手数料 1 件につき 2,450 円 (更新の場合にあっては、1,900 円)</p> <p>(2) 販売業登録手数料 1 件につき 5,800 円 (更新の場合にあっては、4,950 円)</p> <p>(3) 製造業許可手数料 第 2 条第 5 号の品目の区分ごとに 1 件につき 8,200 円 (更新の場合にあっては、7,350 円)</p> <p><u>2 前項の手数料は、知事が必要と認める場合は、減免することができる。</u></p>
担 当 部 課	保健福祉部健康安全局食品衛生課